平成17年度税制改正 別紙2

1. 個人所得稅課稅

・定率減税を2分の1に縮減

税目	従来	平成18年度分
所得税	20%相当額(25万円限度)	10%相当額(12万5千円限度)
住民税	15%相当額(4万円限度)	7.5%相当額(2万円限度)

(適用) 平成18年分以後の所得税より

2. 住宅税制

・地震に対する安全基準に適合する中古住宅等について一定の特例適用を認める

(適用) 住宅ローン減税…平成17年4月1日以後の取得より

特定居住用財産買換え特例…平成17年1月1日以後に譲渡し、同年4月1日以後に買い換える場合 住宅取得資金に係る相続時精算課税制度…平成17年4月1日以後の取得より

3. 金融·証券税制

○タンス株の特定口座への受入れ

一定の要件下で、実際の取得価額によりタンス株の特定口座への受入れを可能とする

(適用) 平成17年4月1日から平成21年5月31日までの期間

○特定口座内保管上場株式等の無価値化による損失についての措置

清算結了等による無価値化が生じた場合、一定の要件下で、これを譲渡損失とみなす

(適用) 平成17年4月1日以後に特定口座内保管上場株式等につき上場株式等に該当しなくなった場合

4. 国際課税

- ・外国子会社合算税制等に関する見直し
- 非居住者・外国法人に対する株式の譲渡益課税の適正化等
- 移転価格税制の適用対象の拡大
- ・外国税額控除の見直し

5. 中小企業関係税制

- ○「中小企業の新たな事業活動の促進に関する法律」(仮称)の制定に伴う改正
 - ・中小企業等基盤強化税制の適用対象の拡大
 - ・中小企業者等に対する同族会社の特別税率の不適用制度の適用
- ○エンジェル税制の適用期限の2年延長

3年超保有の特定株式を上場後3年以内に譲渡等→譲渡益を2分の1に軽減

6. その他

○所得税の寄付金控除の限度額の引上げ

総所得の25%相当額→30%相当額

- ○教育訓練費に関する法人税額控除(H17.4.1以後開始事業年度より3年間時限措置)
 - ・教育訓練費の増加額(対前2期平均額)の25%を税額控除
 - ・中小企業の特例~総額に下記の率を掛け合わせた額

増加率40%以上・・・20%

増加率40%未満・・・増加率×0.5

(適用) 平成17年4月1日以後開始事業年度より適用

- ○法的整理等が行われた場合の債務者である法人についての措置
 - ・資産の評価損、評価益の計上
 - ・債務免除益の範囲内で期限切れ欠損金を青色欠損金に優先して控除
- ○確定申告又は年末調整の際の国民年金保険料の納付証明書の添付の義務付け

(適用) 平成17年分以後の所得税より適用